

平成21年度政策重点指針

平成20年11月18日
岡山県

本県では、「快適生活県おかやま」の実現に向けて、目指すべき将来像や数値目標を掲げた県の行動計画である「新おかやま夢づくりプラン」を策定し、自立と協働を基本としながら、個性豊かで活力ある地域づくりを進めている。

一方、県の財政は、今後も巨額の収支不足が続くことが見込まれることから、「財政危機宣言」を発して、持続可能な財政構造を確立するため、これまでの行財政改革の総仕上げとして、歳出の抜本的な改革等に全力で取り組むこととしている。

こうした厳しい状況の中でこそ、夢づくりプランに沿って、将来に向けて誰もが安心して暮らせ、活力ある元気なおかやまを築いていくことが何よりも大切であり、そのためにも、さらなる選択と集中の観点から、今まで以上に限られた財源を有効に配分し、社会経済情勢の変化や県民ニーズ等に的確に対応していく必要がある。

夢づくりプランでは、県政推進に当たっての重点的な推進方向を示すものとして、年度ごとに政策重点指針を策定することとしており、最小の費用で最大の効果を上げるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応していくため、ここに平成21年度の政策重点指針を示すものである。

1 基本方針

地方分権改革に向けた取組が大きな展開を見せる中、自己決定・自己責任を原則とする真の分権型社会の確立と、その究極の姿といえる道州制の導入に向けて、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、新しい「国のかたち」をつくるという観点も踏まえ、既成の枠組みや固定的な発想にとらわれることなく、事務・事業の大胆な見直しを行い、財政構造改革を進める中で、「創造のための改革」をさらに推進する。

平成21年4月から政令指定都市に移行する岡山市をはじめ、市町村と県の関係全般において、住民の視点に立って適切な役割分担の下、市町村への事務・権限の移譲を進め、住民に最も身近な基礎自治体としての市町村の自立力の向上を図る。

このように地方の自立力向上が求められる中、情報公開はもとより、県民への積極的な情報提供に努め、県政運営における説明責任や透明性の一層の向上を図るとともに、様々な主体と目標を共有し、その目標に向かって、協働による豊かで活力ある地域づくりを積極的に進める。

夢づくりプランの行動計画の推進に当たっては、「協働の県政」を基調として、それぞれの戦略プログラムに掲げる夢づくり協働指標の目標達成等に向け、「財政構造改革プラン」に沿って改革を進める中にあっても、県民の生活を守り、これを向上させていくことを最優先に、安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、そして中四国における拠点性の向上といった分野については特に配慮し、また、施策の進め方等に知恵と工夫をこらしながら引き続き諸施策を着実に進めていく。

プランの3つの基本戦略を踏まえた重点的な推進方向として、「子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり」、「子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり」及び「競争力ある成長産業の育成や力強い農政、観光立県の推進」を引き続き進めていく。

さらに、「行財政改革の断行と地方分権型行政システムの確立」とともに、基本戦略を横断する重点的な政策課題として、「誰もが安心していきいきと暮らせる協働による社会づくり」及び「岡山からの情報発信と拠点性の向上」に適切に対応する。

また、米国に端を発した金融危機や不透明な原油・原材料価格の動向の県内経済活動等への影響については、その状況把握に万全を期すとともに、国の対策を踏まえながら、今後の状況に応じて適時適切に対応する。

2 基本戦略ごとの政策の推進

(1) 「教育と人づくりの岡山」の創造

子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり

少子化傾向が続く一方で、産科・小児科医の不足、非行や生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待など、子どもたちを取り巻く状況は深刻化している。このため、子育てと仕事の両立支援や出産・育児への不安解消、児童虐待防止対策などの取組を通じ、家庭や地域で安心して子どもを健やかに生み育てる環境の整備を進める。

また、学校教育への関心が高まる中、子どもの学習意欲を高め、確かな学力の向上を図り、豊かな心の育成を進めるとともに、新しい形態の学校を拡充し、活力ある学校づくりを推進するなど、岡山の将来を担う人材の育成に向けた取組を積極的に推進する。

さらに、発達障害児への継続的な支援や児童生徒数が急増している特別支援教育を充実させるなど、障害児を総合的に支援する施策を推進する。

<重点的に推進する施策・事業>

- 少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちを育むための施策
- 確かな学力の向上と豊かな心の育成を図る施策
- 障害のある児童生徒の急増に対応するための特別支援教育の推進

(2) 「安全・安心の岡山」の創造

子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり

犯罪や事故がなく、保健・医療サービスが充実し、災害に強い「安全・安心」が確保された社会は人々の生活にとって不可欠な基盤である。このため、子どもや高齢者の犯罪被害等の未然防止のための取組を強化するとともに、地域医療提供体制の整備や高齢者・障害者などへの福祉サービス等の安定的な提供、食の安全・安心の確保、さらには新型インフルエンザ対策の強化に努めるなど、すべての人が安全で安心して暮らせる地域社会

づくりに取り組む。また、学校施設等の耐震化対策を優先的に実施するとともに、近年の気象状況の変化等にも対応した防災・危機管理体制の整備を進める。

加えて、人類共通の最重要課題である地球温暖化対策をはじめとした環境保全対策について、県民あげた取組を推進・強化する。

＜重点的に推進する施策・事業＞

- 子どもや高齢者、障害者の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策
- 防災・危機管理体制の整備や学校施設等の耐震化を進めるための施策
- 地球温暖化防止対策など、より良い環境に恵まれた持続可能な社会を実現させるための施策

(3) 「産業と交流の岡山」の創造

競争力ある成長産業の育成や力強い農政、観光立県の推進

産業が活力に満ち、交流が活発に行われる岡山づくりのためには、中四国における高速交通網の結節点といった優位性を活かしながら、首都圏をはじめとした国内はもとより海外も視野に入れて、独自の高い競争力で成長する産業の育成や力強い農政の推進、岡山ならではの魅力を活かした観光振興を図ることが重要である。

このため、成長が期待される産業を中心に、独自の技術・製品開発や販路開拓等の支援、雇用の確保などを通じて、力強いものづくり産業の振興を図る。農林水産業については、新規就農者や企業参入も含めた担い手の確保・育成、高品質な農林水産物の生産振興やブランド化など攻めの農政を推進するとともに、近年の世界的な食料需給のひっ迫に対応するため、食料自給率の向上対策に取り組む。

また、多様化する旅行者ニーズを踏まえ、観光立県戦略に基づき、地域が主体となった観光資源の掘り起こしや魅力向上の取組への支援、効率的・効果的な観光プロモーション等を行い、集客に結びつけることを通じて、「地域発」でつくる「観光・交流拠点おかやま」の実現を目指す。

＜重点的に推進する施策・事業＞

- 成長が期待される産業を中心とした技術・製品開発等の支援、雇用の確保、グローバル化を進めるための施策
- 農林水産業の担い手の確保・育成や高品質な農林水産物の生産振興、食料自給率の向上のための施策
- 「地域発」でつくる「観光・交流拠点おかやま」の実現に向けた施策

3 行財政改革と地方分権改革及び横断的政策の推進

(1) 行財政改革の断行と地方分権型行政システムの確立

県財政が直面している巨額の収支不足を解消し、将来に向けてバランスのとれた持続可能な財政構造を確立するため、これまでの行財政改革の総

仕上げとして、「財政構造改革プラン」に基づく財政構造の抜本的な改革をはじめとしたさらなる行財政改革を断行する。

また、第二期地方分権改革の進展に合わせ、的確な対応を行うための体制整備を図りながら、国等に対して地方への権限・事務の移譲、地方税財源の充実等を積極的に提案する。さらに、地方分権改革の究極の姿といえる道州制の導入に向けて先導的な役割を果たすとともに、中四国州実現に向けた気運の醸成等に努める。

＜重点的に推進する施策・事業＞

- 持続可能な財政構造の確立等に向けた抜本的な行財政改革
- 地方分権改革の推進と道州制・中四国州の実現に向けた施策

(2) 誰もが安心していきいきと暮らせる協働による社会づくり

ボランティア・NPO活動の支援、コミュニティビジネスの立ち上げ支援や、社会人の学び直しの機会の提供などを通じ、多様な主体が地域づくり活動に参加しやすい環境づくりを進めること等により、高齢者、団塊世代をはじめ、世代を超えてすべての人がその個性に応じて元気に活躍する協働による社会づくりを推進する。

さらに、中山間地域をはじめとした地域活性化の新たな展開を図るため、歴史・文化や自然環境、特産品といった地域の特色ある資源を活用するなど、地域に即した活性化策により、県内各地域の個性がきらめき、夢が広がるまちづくり・むらづくりを進める。

＜重点的に推進する施策・事業＞

- 協働を基調とした地域社会を支え合う仕組みづくりを推進するための施策
- 小規模高齢化集落（いわゆる「限界集落」）対策をはじめとした中山間地域の活性化のための施策

(3) 岡山からの情報発信と拠点性の向上

中四国の拠点としてグローバルに発展する岡山を目指し、岡山の魅力を高める地域づくりや拠点性を高める基盤整備を進めるとともに、国際会議、全国大会の誘致、戦略的な情報発信等を通じ、岡山の魅力を全国・海外に向けて発信する。

＜重点的に推進する施策・事業＞

- 中四国における岡山の拠点性を高めるための施策
- 全国都市緑化フェアの開催
- 国民文化祭に向けて岡山発の文化を育て、全国に発信するための施策
- 岡山の魅力を戦略的に発信するための施策

平成21年度予算編成方針の骨子

基 本 方 針

- 厳しい財政状況を踏まえ、財政構造改革プランに着実に取り組むことにより、巨額の収支不足を解消し、持続可能な財政構造の実現を目指す。
- 「選択と集中」をより一層加速させ、本県の今後の発展にとって優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応することにより、「快適生活県おかやま」を実現していく。

予算要求基準

財政構造改革プランを踏まえ、以下のとおり要求基準を定めるが、国の予算編成や地方財政措置等の動向により、再度通知し直すこともある。

- 義務的経費 過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要見込額とすること。
- 公共事業等（補助公共事業・単独公共事業） 補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで、平成20年度当初予算額の90%以内とする。
- 一般施策 公の施設の維持管理経費等も含め、財政構造改革プランにおける見直し内容を確実に予算へ反映することとする。
なお、「平成21年度政策重点指針」に基づく重点的に推進する施策・事業等については原則として部局予算の枠内で要求すること。ただし、今回の財政構造改革プランにおいて削減することとなる事業と比較しつつ、費用対効果が見合い、事業効果が特に高く、時代のニーズに即したような事業については、財政当局と協議調整を行ったうえで厳選し、その要求を認めることがある。
- 維持管理経費 公の施設の維持管理経費等も含め、財政構造改革プランにおける見直し内容を確実に予算へ反映することとする。
また、従来の見積もり方法を厳しく検証するなど、経費の徹底した節減を図る。

そ の 他

財政構造改革プランにおいて、持続可能な財政運営のため、「収入にあわせた予算を組みます」、「県債残高をこれ以上増やしません」、「同規模県と比較して最もスリムな体制を目指します」、「行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別します」、「今後、4年間で改革の総仕上げを行います」といった5つの目標を掲げており、今後大きな景気変動等がない限り、これらの基本的な方針を堅持しながら、健全な財政運営を行っていく。

平成20年11月18日

各部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長 殿
公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長

平成21年度予算の編成について（依命通達）

本県財政は、平成16年度に地方交付税の大幅な削減が行われ、その後も地方財政計画における歳出が全体として抑制され、結果として地方一般財源総額の抑制傾向が続いていることから、これまでの歳出削減の努力等にもかかわらず、一層厳しい状況であり、また、平成23年度までには地方の健全な財政運営は完全に破綻するといわれるなど、三位一体の改革以降、全国的にも地方財政は極めて厳しい傾向の中、本県では今後、約400億円の構造的な収支不足が毎年、見込まれているところである。

このため、財政再生団体へ転落するという最悪の事態を回避し、持続可能な財政構造を確立するため、具体的な取組として「岡山県財政構造改革プラン」を取りまとめ、平成21年度から、適切に予算へ反映させることとしたところである。

この財政構造改革プランでは、持続可能な財政運営のための基本的な方針として、「収入にあわせた予算を組みます」、「県債残高をこれ以上増やしません」、「同規模県と比較して最もスリムな体制を目指します」、「行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別します」、「今後、4年間で改革の総仕上げを行います」といった5つの目標を掲げており、今後大きな景気変動等がない限り、これらの基本的な方針を堅持することにより、目標年度の平成24年度には、巨額の収支不足を解消し、持続可能な財政構造の実現を目指すこととしている。

このような状況の中、平成21年度予算編成においては、財政構造改革プランに掲げた目標値を達成するよう着実に改革に取り組む一方で、「平成21年度政策重点指針」に基づき、事業の「選択と集中」をより一層加速させ、本県の今後の発展にとって優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応することにより、「快適生活県おかやま」を実現していくこととしている。

以上のような基本認識を踏まえ、平成21年度予算編成については、次の事項に留意のうえ、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

記

1 全般的事項

- (1) 年間総合予算を編成するものとする。
- (2) 財政構造改革プランに沿った予算要求を行うこと。
- (3) 「新おかやま夢づくりプラン」を推進し、「快適生活県おかやま」を実現していくため、「平成21年度政策重点指針」に基づき、必要性・緊急性の高い施策について、既存事業の整理・見直しを図りながら積極的に取り組むこと。
- (4) 現場の声や発想を素早く反映させるなど、スピード感のある県政の推進に努めるとともに、「人の和」、「県民力」を各種施策に活かし、多様な主体の協働による豊かな地域づくりを積極的に推進すること。
また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。
- (5) 財政構造改革プランに沿って、歳入確保対策にも最大限努力することにより、当面見込まれる収支不足の縮減に向け全力で取り組むこと。
- (6) 予算要求に当たっては、国の動向等、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (7) 今後、国の予算編成及び地方財政措置等が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、改めて通知することも考えられるので留意すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込額を算定すること。
また、収入率を平成24年度までに98.0%以上に向上させるため、差し押さえなどの迅速な滞納整理等を積極的に行っていくこと。
- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、財政構造改革プランに掲げた目標に沿って、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額の確保を図ること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の緊急性度、効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。
- (5) 使用料、手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の適正化を図ること。
- (6) 財産収入については、来年度以降も見込まれる多額の収支不足の縮減のため、処分可能な財産、物品等については積極的に整理するとともに、貸付等、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金、負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。

- (8) 寄付金については、ふるさと納税制度を活用し、積極的に普及啓発に努めることとすること。
- (9) 諸収入及びその他の収入については、積極的に収入の確保に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。
- (10) 公営住宅使用料、中小企業高度化資金貸付金をはじめとする県税以外の滞納債権については、一定の配慮が必要な場合には留意しつつ、法的な手段も積極的に活用しながら、最大限回収することとしたうえで、的確な見積もりを行うこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 財政構造改革プランを踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求すること。
 - ア 義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要見込額とする。
 - イ 公共事業等（補助公共事業・単独公共事業）

補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで、平成20年度当初予算額の90%以内とする。
 - ウ 一般施策

公の施設の維持管理経費等も含め、財政構造改革プランにおける見直し内容を確実に予算へ反映することとする。

なお、「平成21年度政策重点指針」に基づく重点的に推進する施策・事業等については原則として部局予算の枠内で要求すること。ただし、財政構造改革プランにおいて削減することとなる事業と比較しつつ、費用対効果が見合い、事業効果が特に高く、時代のニーズに即したような事業については、財政当局と協議調整を行ったうえで厳選し、その要求を認めることとする。
 - エ 維持管理経費

公の施設の維持管理経費等も含め、財政構造改革プランにおける見直し内容を確実に予算へ反映することはもとより、従来の見積もり方法を厳しく検証するなど、経費の徹底した節減を図ること。
- (2) 「平成21年度政策重点指針」を踏まえ、「新おかやま夢づくりプラン」を戦略的・重点的に推進するための重点事業等については、積極的に取り組むこと。

また、各部局の関連施策事業を相互に把握するなど、部局間連携を図ること。
- (3) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更及び保守・運用など情報化に関する予算要求については、情報政策課に協議し、十分調整を行うこと。
- (4) 上記要求基準に併せ、各予算分類ごとに次の点に留意のうえ要求を行うこと。
 - ア A項（義務的経費）については、必要最小限の所要見込額とすること。
 - イ B項（公共事業費）については、事業の緊急度、投資効果、地方負担額の状況、認証見込額等を勘案のうえ、見積もること。
 - ウ C項（国庫補助事業）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- ・ 新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要度、緊急度を十分検討のうえ、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。

- ・ 補助率の変更等による任意の県費つぎ足しなどは行わないこと。

また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。

エ D項（基準行政運営費）については、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・ 人件費については、組織の簡素化、職員数削減など財政構造改革プランの取組に応じ必要最小限を見積もること。

なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。

- ・ 行政運営費については、あらゆる創意と工夫をこらし、消耗品や備品費、賃金など事務関係経費の節減に最大限の努力を払うものとし、必要最小限の要求を行うこと。

オ E項（単県行政施策費）については、次の点に留意すること。

- ・ 県単独の上乗せ補助金については、必要性・緊急性を厳密に審査し、積極的に廃止、縮小等を検討すること。

- ・ 負担金については、特に法的根拠に留意することとし、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては廃止・縮減を図ること。

- ・ 県単独の公共施設の整備については、事業進度を的確に把握し、緊急度の高いものに限定すること。

- ・ 貸付金については、行政効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定するとともに貸付条件についても再検討すること。

(5) 大規模施設建設事業評価システム及び公共事業事前評価システムの対象事業については、各々の評価制度に基づく評価結果に従い、適切に要求すること。

4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、真に必要なものに限定すること。

5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図ったうえで一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化、能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図るうえからも料金等の適正化を検討すること。